提出された意見等の概要とこれに対する考え方

1 募集期間:平成25年12月27日~平成26年1月16日まで

2 提出件数:28件(10人)

3 主な意見とその対応

意見を反映したもの(10件)

頁	項目等	300(10仟) 意見等の概要	件数	意見等への考え方
P10	第2章3(1)	場所「森林」に「草原」を追記し	2	「草原」を追記します。
	表 2-1	て欲しい。		
P32	第4章1(1)	「ゴミ」 「ごみ」		表記を「ごみ」に修正します。
	ウ沿岸、			
	海岸			
P11	第2章3(2)	場所「森林」に「草原」を追記し、	1	「草原」を追記し、その内容
	表 2-2	人間活動の縮小の内容に「草原の管		に「草原の管理放棄」を追記し
		理放棄」を追記して欲しい。		ます。
P29	第4章1(1)	「阪神淡路大震災」 「阪神・淡	1	表記を「阪神・淡路大震災」
	ア森林	路大震災」		に修正します。
P39	第4章1(3)	図中、活動例として「住吉川の魚 図中、活動例として「住吉川の魚	1	第 4 章 1(3) (P41)に横断
	図 3-2	道の改修」、六甲山東お多福山の「ス		的、広域的な取組を追記しま
		スキ草原の保全再生」を追加して欲		す。
		U61.		
P51	第5章3(1)		1	
	生物多樣	みづくりの基盤が確立」とあるが、	•	性保全のための情報が集積さ
	性配慮指針	あくまで指針であり基盤とするには		れた」に修正します。
	の作成	弱いのではないか。「公共工事におけ		
		る生物多様性保全のための情報が集		
		積された」とする方がよいのではな		
		いか。		
P51	第5章3(1)	生物多様性配慮指針の追加事例件	1	追加事例件数を追記します。
	生物多樣	数を明記して欲しい。数字がわかれ		
	性配慮指針	ばどの程度活用されているかを判断		
	の作成	する目安となる。		
P56	第5章3(2)	ホームページに関する記述がある	1	アクセス件数を追記します。
	NPO等			
	の活動支援	て欲しい。どの程度活用されている		
		かの目安になる。		
P78	第5章4(1)	「生物多様性ひょうご基金」が開	1	第 5 章 3(2) イひょうごの
~ 80	~ (4)	設されている、また、優れた自然が、		生物多様性保全プロジェクト
		経済活動にも寄与する取組も始まっ		の実施(P57)で「生物多様性ひ
		ている。このような、資金(基金)		ょうご基金」について追記しま
		や経済的なしくみづくりについても		す。
		十分に言及すべき。		同章 4(4) 生物多様性に係
				る重要地域保全のための国際

				的な仕組みの活用による地域 振興の促進(P80)にユネスコパ ークやラムサール条約湿地等 について記載しています。
P87	第6章1(1) 庁内の連携	関係課の役割分担や、協議・連携 のしくみ・方法等についても具体的 に示して欲しい。	1	レッドデータ、ブラックリスト、生物多様性配慮指針の更新等の関係課相互の情報共有を追記します。 なお、今後、関係課の役割分担や、協議・連携のしくみ・方法等を推進組織の中で対応します。

既に盛り込み済みのもの(7件)

_					
頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方	
P25	第4章1(1)	本県では、「コウノトリ野生復帰プ	1	県内の代表的な取組につい	
以降	自然環境	ロジェクト」「尼崎 21 世紀の森」「瀬		ては、本文やコラムに掲載して	
	に配慮した	戸内海沿岸域の再生」など、先導的		います。	
	事業の展開	な取組が進められてきた。こうした、			
		" 基幹的な「自然再生」プロジェク			
		ト"について、またその展開方策の			
		まとめが弱いのではないか。			
P39	第4章1(3)	「猪名川の外来植物駆除活動」を	1	第4章1(3) (P40)に「流域	
	図 3-2	追記して欲しい。		ネット猪名川の活動を紹介し	
				ています。	
P42	第 4 章(3)	猪名川自然林生物多様性戦略(自	1	地域レベルで策定された戦	
	地域レベ	然と文化の森協会)だけが猪名川流		略を紹介しています。NPO等	
	ルの生物多	域では記載されているが、「猪名川流		団体の活動は、本編(P39~42)	
	様性戦略の	域の外来植物駆除活動」(流域ネット		及び資料編で紹介しています。	
	策定	猪名川)を追記すること。			
P52	第5章3(1)	「兵庫県版レッドデータブック」	1	今回の改定にあたっては、公	
P78	新たなレ	には「生態系」の評価がなされ、「兵		園レベル、学校域レベル等の地	
	ッドデータ	庫ビオトーププラン」も地域単位の		域単位の生物多様性戦略の策	
	ブックの策	総合的な取組がまとめられてきた		定を推進します。	
	定	が、面的、エリア単位の生態系評価			
	同章 4(1)	や診断に基づく行動提起が求められ			
	レッドリス	వ .			
	トの計画的				
	な更新				
P53	第5章3(1)		1	ブラックリスト(要注意外来	
	外来生物	ストよりブラックリストのほうが対		生物リスト)には、県内の外来	
	対策の推進	応しやすい。当面の駆除対象を地域		生物の生息・生育状況等を整	
		別に決めることが必要である。		理、リスト化して駆除の必要性	
				を啓発しています。	

P56	第5章3(2) NP0等 の活動支援	基本的には県と現場の認識の差を 感じる。これは報告会を持ち、情報 の交換により改善されると考える。	1	NPO等の活動支援においては、企業とNPO等、行政が一堂に会しての意見交換の場を提供しています。
P60	第5章3(2) オ県民が 生物多様性 について学 ぶ機会の提 供	生物多様性に関する内容を組み入れる既存制度の紹介があるが、戦略策定後に実施された出前講座の件数、サポーターの登録件数など明記してほしい。戦略の効果を検証する上で必要である。	1	第6章において、主なものについては、行動計画の工程表・数値目標及び点検評価で表しています。 御意見頂いた数値についても今後、効果検証の数値として把握していくこととします。

反映困難なもの(2件)

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
P58	第5章3(2)	「こどもエコクラブ」の拡大は賛	1	「こどもエコクラブ」は、公
	工環境学	成。猪名川流域については、どうか		益財団法人日本環境協会の事
	習を通じた	評価すること。		業として紹介しました。
	生物多樣性			
	に関する理			
	解の促進			
P97	外来生物	アメリカザリガニを特定外来種	1	アメリカザリガニは、要注意
	(用語説明)	に指定してください。魚類、水草な		外来生物であり、特定外来生物
		ど在来生物への影響がある。		の指定は国で行っています。
				御意見については、環境省へ
				お伝えします。

今後の参考とするもの(8件)

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
全体		自然環境の破壊から生まれる見苦しく変貌した景観を修復し、未来の世代のために配慮するための行為。その副次的成果として生物多様性に、また、持続可能な社会づくりにも寄与できる。	1	御意見の趣旨は、今後の施策 参考にさせていただきます。
P7 ~	第2章1	生物多様性については、様々な意見がある。貴重種ばかりに目をやらず、生き物が生息する環境そのものの保全を望みます。もっと人間活動、開発についてページをとり具体的に対策を示すことが大事である。	1	生物多様性の危機は、人間活動や開発による危機のほか、4つの危機による視点で整理しています。 御意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。

P10	第2章3	自然環境は、常に一定ではなく、	1	本戦略では、各産業の取組に
~	ポ~早 3 (2)、(3)	人智の及ばないところでもある。常		おける生物多様性の保全と持
	(2), (3)	に自然に対し謙虚な気持ちがなけ		続可能な利用を推進するもの
		ればと思う。農業の担い手の不足、		です。農業、林業における取組
		林業の衰退についての対策を記載		は、第5章3(3)「人の営みと生」
		休果の表図にづいての対象を記載 して下さい。また、ゴルフ場での多		` ,
		して下さい。また、コルノ場での多 量の農薬散布など取り上げて下さ		物多様性の調和の推進」(P63) に記載しています。
				. ,,_ ,,, ,
		ι ١ .		個々の課題については、関係
				課へお伝えし、今後の施策の参
			_	考にさせていただきます。
P25	第4章1(1)		1	御意見の趣旨は、今後の施策
	自然環境	行い、放置人工林が多いと感じる。		の参考にさせていただきます。
	に配慮した	保水力のある落葉広葉樹に植え替		
	事業の展開	えることが必要。コンクリートの防		
	ア森林	御壁は、対処療法であり、自然に戻		
		すことが大事である。そうすれば山		
		にも実のなる木が繁り、野生動物も		
		里に下りなくなり、命の共生が成り		
		立つ。生き物はこの世に生を受けた		
		のは何かためになるからで、害虫と		
		害獣と言うのは人間から見た考え		
		で私は嫌い。環境を破壊するのは人		
		間の活動からだ。		
P78	第5章4(1)	県下市町の戦略策定を支援する	1	市町に対しては、県市町の会
	すべての事	事業を加えてほしい。ヒアリング調		議等で戦略策定を働きかける
	業で生物多	査によれば、市町の担当者が生物多		こととしています。実際の策定
	様性の視点	様性を学ぶ研修会は廃棄物行政な		にあたっては、生物多様性アド
	を持つこと	どと比べると極めて少なく、また県		バイザーの活用を図ることと
	ができる仕	市町間の情報交流も乏しいことが		しています。
	組みの確立	わかった。年に数回、県下市町の生		また、生物多様性にかかるセ
		物多様性担当者が集まり現状を報		ミナー等については、E-mail
		告し合い、互いのよい事例を参照し		通信等で適宜情報提供してい
		合える場の形成を県主導で進めて		きます。
		ほしい。		御意見いただいた研修会も
				必要なものと考えており、今後
				の施策の参考にさせていただ
				きます。
				·

P78	第5章4(1)	すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立として、県職員の各種研修項目に「生物多様性」を加えるよう働きかけてほしい。行政職員の生物多様性の認知度は一般市民とさほど変わりがない。行政の中で生物多様性の視点を持つためには、職員1人1人が生物多様性についての基礎知識を身につけて置くことが必要だ。新任職員研修、主任研修などの各種研修機会を活用し、県行政内における生物多様性の主流化を進めてください。	1	御意見の趣旨は、今後の施策 の参考にさせていただきます。
P79	第 5 章(2) NPO、 企業等への 活動支援の 促進	「見守り隊」の考え方は非常に良い。見守りの結果の情報交換会は効果があると考える。	1	御意見の趣旨は、今後の施策 の参考にさせていただきます。
P92	第6章2 県内のすべ ての生物種 の健全性を 保つ	レッドリストと共にブラックリストへの対応も記載すること。 P-D-C-Aのサークルの内、現状では 特に C-Aのステップでの活動が大 切である。	1	御意見の趣旨は、今後の施策 の参考にさせていただきます。

その他 (1件)

頁	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
P49	第5章1	NPO の役割を果たすうえで、パ	1	基金管理団体へ御意見の趣
	NPO 等活	ソコンは不可欠となっている。生物		旨はお伝えします。
	動団体の役	多様性ひょうご基金の助成で認め		
	割	て欲しい。		